

# 長野県里親認定基準解説

## 1 基本要件

(7) 経済的に困窮していないこと、かつ、原則として世帯の収入額が生活保護基準を上回っていること。

<解説>

「経済的に困窮していないこと」を確認するため、申請書に記載する収入や資産、貯蓄に加え、負債（住宅ローンやその他借入金等）についても確認する。

## 2 家庭及び構成員の状況

(4) 年齢の上限を一律に設けることはしないが、健康状態、家計状況等から、養育可能であると判断できること。

<解説>

ア 里親申込者が概ね 25 歳以下の場合、児童養育の経験や児童福祉施設等での従事経験の有無を確認する。

イ 里親申込者が概ね 65 歳以上の場合、1 年以内に発行された健康診断書の提示等により、疾病等の状況を確認する。

(5) 里親申込者は、配偶者がいない場合には、次のどちらかの要件を満たしていること。

(略)

イ 起居を共にし、主たる養育者の補助者として子どもの養育に関わることができる、成人の親族等がいること。

<解説>

ア 親族以外の同居者については、その同居状態の安定性、継続性を十分に考慮したうえで、「成人の親族等」の「等」に含めることは差し支えない。

イ 「同居状態の安定性、継続性」については、必要に応じ住民票や各種証明書類等の提示を求めるとともに、同居に至った経緯や同居年数等を確認する。

(4) 養育里親同じ。ただし、特別養子縁組を希望する場合は、民法の特別養子縁組に関する規定によることとする。

<解説>

民法(明治 29 年 4 月 27 日号外法律第 89 号)

第 817 条の 4 25 歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が 25 歳に達していない場合においても、その者が 20 歳に達しているときは、この限りでない。

## 3 家庭家屋及び居住地の状況

(1) (略) 特に、新生児・乳幼児の養育に当たっては、健全な成長に支障となるものがないこと。

<解説>

「健全な成長に支障となるもの」については、受動喫煙等による新生児・乳幼児の成長への影響が大きいことを踏まえ、具体的な対応策を確認する。

(2) (略) 住宅用火災警報器の設置等による防火安全対策がとられていること。

<解説>

「住宅用火災警報器」とは、消防法施行令第 5 条の 6 第 1 号に規定する住宅用防災警報器をさし、防火安全対策については、消防法及び同法施行令等の適合状況を確認する。